### 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名 実績判定期間 特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所 平成31年4月1日~令和6年3月31日

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数 | チェック 欄 が年平均 100 人以上であること

#### 【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 責法人の役員及びその役員と生計を一にする方が審酬者である場合、それらの方を審酬者の数に含めないでください。

		<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	(e)	Φ
実績判定 期間内の	自	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日
各事業年度	至	令和2年3月31日	3月31日 令和3年3月31日 令和4年3月3		令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日
年 3,000 円以上の の数(※)が 100 人 ある		はいいな	はいいいえ	はいいえ	(は)・いえ	はいいえ	はいいいえ

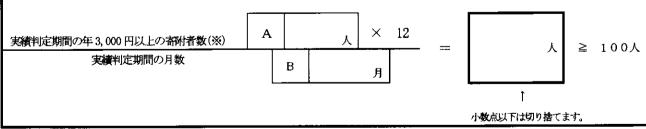
#### 【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

#### 上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度があ る場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄 附者の数(※)	<b>a</b>	(a) (b) (c) (d)		<b>@</b>	©	Ð	合計		
	Д	Х	人	人	人	人	Α	人	
	一月未満の		定期間の月 合は、一月に				В	月	



#### (注意事項)

実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も草い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初 めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- **・チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください** (第2表以下についても同様です。)。
- なお、認定審査の過程において、年3、000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附 者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

# 認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人環境リレーショ	ョン	ズ研究所	チェック機
2 実績料	定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が!	5 0 %未満であること	v
イ 会員	員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提	共 ()	以下「資産の譲渡等」という	。)、会
員等村	<b>目互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員</b> 第	等でで	ある活動(資産の譲渡等のう	ち対価
を得た	いで行われるもの等を除く。)			
口会	員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、	特定(	の地域に居住し又は事務所そ	の他こ
れらに	<b>ニ準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の値</b>	節囲(	の者である活動(会員等に対	する資
産の記	<b>寝渡等を除</b> く。)			
	事項〉 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に			- <b>-</b>
	との著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、			到)
二特別	Eの者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を3	***	る活動	
	[		実績判定期間	]
	·		-	_
	けべての事業活動に係る金額等	(I)	(指標 )	
	アンプラ素伯勤(に応る証例で		402,711,241 円	_
				•
①0	りうちイ〜ニの活動に係る金額等	2	455,400 円	]
		•		•
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ	(a)		
1	るもの等を除く。)に係る金額等		0円	1
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会	<b>(b)</b>		
	員等である活動に係る金額等		0円	1
p	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0円	1
	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>a</b>	0円	1
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	(e)		
	める活動に係る金額等		455,400 円	1
	合 計 (@+++++++++++++++++++++++++++++++++++	Œ	455,400 円	<b>□</b> ②^
1	基準となる割合 (②÷			]
	①)	3	0.11%	1
				•

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

### 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所	チェック欄
4	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること  の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	~

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

		\	_	_	項	目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い、特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分				\		①	2	3	<b>④</b>	⑤
<b>a</b>	年。	月日	]~	年	月	<b>A</b>	人	人	%	人	%
<b>©</b>	年。	月日	<b>!</b> ~	年	月	日	人	人	%	<u>人</u>	%
©	年 /	月日	- -~	年	月	日	人	人	%	人.	%
@	年	 月 E	i~	年	月	B	人	人	%		%
e	年 /	月日	∃~	年	月	Ħ	人	人	%	<u> </u>	%
Œ	年	月日	1~	年	月	B	人	入	%	人	%
申			請			時	5人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	Ф	©	<b>a</b>	e	<b>①</b>	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はいいた	はいいた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・いえ	はいいないいえ	はいいえ	はい ・ いいえ

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添 付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項 目	<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	はい	はい	はい	はい ・ いいえ	はい	はい ・ いいえ	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい・・・	はい ・ いいえ	はいいない	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はいいな

### **④ 計当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「複雑組織の状況」を添付してください。**

=

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	(e)	Œ	申請時
費途が明らかでない 載がある等の不適	い支出がある、帳簿に虚偽の記 Eな経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

	「配定を平守アエック衣」(第3衣/配収多	
項 目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	法人の <u>監査</u> を受けている」の <u>「はい」</u>
	間 (「@」 から「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には <u>監査証明書を添</u>
		<u>付してください。</u>
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「〇」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		<u> </u>
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「⑪」については、イに記載する各期	
0.15	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	

### 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所	<b>a</b>	Θ	©	<b>@</b>	©	Ð	申請時
役	員 数	人	人	人	人	人	人	5人
	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	人	人	人	人	人	人	0人
又	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	0人

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			役員の	内	訳						
	-						就(	£ 等	の	状	兄
氏 名	住 所	職名	続柄等	<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>(D)</b>	@	<b>©</b>	申請時	就任・退任 年月日
伊東敦子		理事								0	就任
(鈴木敦子)											Н15. 9. 8
金子篤史		理事								0	就任
											Н15. 9. 8
相田一成		理事	-							0	就任
											Н30. 5. 31
中村則仁		理事								0	就任
			=			:					Н20. 5. 29
原元利浩		監事								0	就任
											Н30. 5. 31
		-				<b></b>			-		
							L				
					ļ				-		<u> </u>

### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所								
伝 票	又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間					
総勘定元帳		弥生会計使用 ルーズリーフ (~2022 年 3 月)	月1回	10年					
		電子データ(2022年4月~)							
仕訳日記帳	Į.	弥生会計使用 電子データ	月1回	10年					
現金出納帳		エクセル使用ルーズリーフ	都度	10年					
棚卸資産台	冷帳	エクセル使用電子データ	年1回	10年					

### (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所	チェック 欄
4 事業	活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
ィ 皇	教活動又は政治活動等を行っていないこと	*

- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う 者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1		_						
	項目	(a)	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 を教化育成する活動	有∙無	有·無	有·無	有·無	有·無	有·無	有·無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ に反対する活動	有・無	有·無	有·無	有·無	有·無	有·無	有·無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 反対する活動		有·無	有·無	有·無	有∙∰	有·無	有·德

申請時 (C) **@ (e) (f) (b)** 項 (a) 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 有・無 有·無 有·無 有·無 有·無 有(無) 有·無 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有:無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有 無 有·無 有(無) 有·無 有·無 有・(無) 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有·無 有(無) 有·無 有·無 有(無) 有·無 有·無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有:無 有傷 有·無 有·無 有·無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・€ 有·無 有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

**/**\

項目		実績判定期間
事業費の総額	0	402,711,241 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	402,711,241円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」について、事業費以外の 指摘により計算を行う場合に は、使用した指標及び単位を 記載してください。

使用した指標	単位

第出方法を具体的に示す資料を 動付してください。

=

実績判定期間			目						
905,055,041 円	1	額	総	金	附	寄	λ	受	
797,391,077円	2				額の 事業				
88.10%	3		)÷①)	ì (2	当割台	金の角	入寄附	受	

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
特定資産	543,512,007円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

### 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との関係	報酬・給与の	支給期間等	支給金額
			(注2)	区 分	<u> </u>	<u> </u>
				なし		
					·	<del>- 1</del>
				_		
·						
		-				

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

	_				_																		
給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	(2	対	す	る	給	与	総	額	
									) Y														OΗ

平成31年4月1日 ~ 令和6年10月8日

### (注意事項)

集計期間

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u> 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下 の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
(別紙明細)			_	Щ	
				円	
				円	
				H	
			_	円	
				円	
	-			H	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
	_			円	
				円	
				円	
				円	
				円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3)	役務の提供	(施設の利用等を含む。)
10/	1メイカマノスピフマ	スルビスマンイリノロ サマ ロ じょ /

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
(別紙明細)				円	
			·	H	
				円	
				円	
				円	
				円	
			-	円	
				円	
	-			円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。) なし

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

<u> 山 (-/こ的加亜</u> )										
支出先の名称等住	f 等	支 出	年	月	Ħ	支	出	金	額	寄附の目的等
		令和元	年5月	30 目	Ī			4,50	00円	メッセーシ゛カート゛作成
										に対する寄附
		令和元	年 10 /	月 30	日			25,00	10円	台風19号被災者
										義捐金
		A	•			<u></u>				
		令和元	年 12 )	月 26	Ħ		1,3	01,00	10円	!
										おけるロクシタンジャボン
	-	A T- 0	<del>-</del>	'01 F				00.0	10 III	植樹に伴う寄付
		令和2	牛3月	31 =	1		2,7	98,25	)U [H	北の森林プロジ
	-	令和2	左 c B	90 =	1			2.75	50円	
		TIMPZ	牛切片	29 F	1			J, ri	NΠ	に対する寄附
	-	令和3	住3日	31 F	1	<del>                                     </del>	1.8	59 55	50円	
		6 արդ	<del>-</del> -0/1	<b>31</b> F	•		1,0	00,00	,,,	エクト
		令和3	年4月	28 E	1			4,00	00円	
		1,,,,,	/-							に対する寄附
		令和 4	年4月	13 E	1		1,7	95,50	)0円	北の森林プロジ
										エクト
		令和4	年4月	22	3			4,75	50円	メッセージカード作成
										に対する寄附

令和5年3月30日	3,382,050 円	北の森林プロジ ェクト	
令和5年4月27日	2,000円	メッセージ カート 作成 に対する寄附	
令和6年3月28日	2,797,250 円	北の森林プロジ ェクト	
令和6年4月26日	3,250円	メッセージ、カート、作成 に対する寄附	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

### (1)資産の譲渡(棚卸資産を含む)

い 資産の要換 (側即資産を含む)				M4 -6-11 4 6-4	לאווער) ב	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条 件等	
		物販(フレーム等)	2019/4/30	19,980	定価の約6割	
		物販(フレーム等)	2019/5/31	13,608	Ţ	
		物販(フレーム等)	2019/6/30	36,288	Ţ	
		物販(フレーム等)	2019/7/31	24,516	Ţ	
		物販(フレーム等)	2019/8/31	13,392	Ţ	
		物販(フレーム等)	2019/9/30	23,112	ţ	
		物販(フレーム等)	2019/10/31	17,600	ţ	
		物販(フレーム等)	2019/11/30	26,400	ļ	
		物販(フレーム等)	2019/12/31	22,000	Ţ	
		物販(フレーム等)	2020/01/31	20,900	Į	
		物販(フレーム等)	2020/02/29	26,400	↓ ·	
		物販(フレーム等)	2020/03/31	27,280	↓	
		物販(フレーム等)	2020/4/30	30,976	ļ	
		物販(フレーム等)	2020/5/31	17,600	. ↓	
		物販(フレーム等)	2020/6/30	28,292	ļ	
		物販(フレーム等)	2020/7/31	13,200	Į.	
		物販(フレーム等)	2020/8/31	3,071	Į.	
		物販(フレーム等)	2020/11/30	37,488	Į	
		物販(フレーム等)	2020/12/31	43,758	1	
		物販(フレーム等)	2021/01/31	48,312	1	
		物販(フレーム等)	2021/02/28	18,084	↓	
		物販(フレーム等)	2021/03/31	67,320	<u> </u>	
		物販(フレーム等)	2021/4/30	52,272	<b>1</b>	
		物販(フレーム等)	2021/5/31	68,112	<b>.</b>	
		物販(フレーム等)	2021/6/30	8,316	<b>→</b>	
		物販(フレーム等)	2021/7/31	1,584	ţ	
		物販(フレーム等)	2021/8/31	7,128	↓	
		物販(フレーム等)	2021/9/30	6,336	↓	
		物販(フレーム等)	2021/10/31	2,376	l	
		物販(フレーム等)	2021/11/30	7,920	ţ	
		物販(フレーム等)	2021/12/31	3,168	↓	
			合計	736,789		

(3) 役務の提供(離散の利用等を含む。)				第4表行表2	(XX)1864)
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引 条件等
		植林事業	2019/4/30	636,284	業務委託 契約書による
		植林事業	2019/5/31	68,693	ļ
		植林事業	2019/6/30	177,320	<b></b>
		植林事業	2019/7/31	107,887	<b>→</b>
		植林事業	2019/8/31	68,116	<b>↓</b>
		植林事業	2019/9/30	182,439	<b>1</b>
		植林事業	2019/10/31	163,530	ļ.
		植林事業(ロクシタン ジャボン南相馬)	2019/11/25	1,210,000	<b>↓</b>
		植林事業	2019/11/30	255,267	<b></b>
		植林事業	2019/12/31	378,871	J
		植林事業	2020/01/31	131,711	↓
		植林事業	2020/02/29	167,721	<b></b>
		植林事業	2020/03/31	86,425	ļ
		植林事業	2020/4/30	298,549	ļ
		植林事業	2020/5/31	38,463	ļ
		植林事業	2020/6/30	82,552	Į.
		植林事業	2020/7/31	19,489	Ţ
		植林事業	2020/8/31	68,762	<b>↓</b>
		植林事業	2020/9/30	134,092	↓ ·
		植林事業	2020/10/31	86,378	<b>↓</b>
		植林事業	2020/11/30	79,416	Ļ
		植林事業	2020/12/31	25,524	<b>1</b>
		植林事業	2021/01/31	81,061	↓
		植林事業	2021/02/28	17,569	<b>↓</b>
		植林事業	2021/03/31	62,237	ļ
		植林事業	2021/4/30	88,130	ļ
		植林事業	2021/5/31	334,687	↓
		植林事業	2021/6/30	66,878	1
		植林事業	2021/7/31	54,649	↓
		植林事業	2021/8/31		
		植林事業	2021/9/30		
		植林事業	2021/10/31	132,448	ļ
		植林事業	2021/11/30		ļ <u> </u>
		植林事業	2021/12/31		<b>.</b>
		植林事業	2022/01/31	64,330	
		植林事業	2022/02/28		
		植林事業	2022/03/31		
		植林事業	2022/4/30		
		植林事業	2022/5/31		<u> </u>
		植林事業	2022/6/30		
		植林事業	2022/7/31		
		植林事業	2022/8/31		
		植林事業	2022/9/30		<b>!</b>
		植林事業	2022/10/31		<del></del>
		植林事業	2022/11/30	170,929	<u> </u>

			_		
46.4	-	寸表	~ /	D: 14	M. 1
		T .	~~(	7411	-

(C) CONTROL (MERCANIA) DATE DE COLO				314 7441144	/ CO SIPU
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引 条件等
		植林事業	2022/12/31	120,417	↓ ↓
		植林事業	2023/01/31	143,418	<b>↓</b>
		植林事業	2023/02/28	300,817	l l
		植林事業	2023/03/31	277,816	ļ.
		植林事業	2023/4/30	327,877	↓ ↓
		植林事業	2023/5/31	344,113	ļ
		植林事業	2023/6/30	194,381	↓ ↓
		植林事業	2023/7/31	331,936	ļ
		植林事業	2023/8/31	384,703	<b>↓</b>
		植林事業	2023/9/30	155,595	l l
		植林事業	2023/10/31	185,361	<b>1</b>
		植林事業	2023/11/30	287,287	ţ
		植林事業	2023/12/31	309,837	<b>↓</b>
		植林事業	2024/01/31	303,523	l ↓
		植林事業	2024/02/28	344,113	1
		植林事業	2024/03/31	362,153	<b>↓</b>
		植林事業	2024/4/30	469,942	
		植林事業	2024/5/31	288,189	<b>1</b>
		植林事業	2024/6/30	382,448	<b>1</b>
		植林事業	2024/7/31	343,211	<b> </b>
		植林事業	2024/8/31	227,304	<b>↓</b>
			合計	13,737,921	
					,

森林政策研修費	2023/4/28	330,000	標準単価表に 基づく
森林政策研修費	2023/5/31	330,000	<b>→</b>
森林政策研修費	2023/6/30	660,000	<b>→</b>
	合計	1,320,000	

3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)	·		第4表付表2(別紙)				
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条 件等		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/4/25	1,135,080	業務委託 契約書による		
		アドパイザリー業務(事業費)	2019/5/31	1,135,080	Į.		
		アドバイザリナ業務(事業費)	2019/6/28	1,135,080	· ↓		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/7/30	1,135,080	ļ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/8/29	1,135,080	Ţ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/9/30	1,135,080	Į		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/10/30	1,156,100	ļ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/11/29	1,213,300	ļ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2019/12/26	1,213,300	1		
		7トパイザリー業務(事業費)	2020/01/30	1,213,300	Ţ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2020/02/27	1,213,300	Ţ		
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/03/30	1,213,300	1		
		7ドバイザリー業務(事業費)	2020/4/28	1,213,300	ļ		
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/5/31	1,213,300	1		
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/6/29	1,213,300			
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/7/29	1,213,300	↓		
		アドハイザリー業務(事業費)	2020/8/28	1,213,300	Ţ		
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/9/29	1,213,300	Ţ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2020/10/29	1,213,300	↓		
		アドパイザリー業務(事業費)	2020/11/27	1,270,500	1		
		アドハイザリー業務(事業費)	2020/12/25	1,270,500	ļ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/01/29	1,270,500	ļ		
		アト パイザリー業務(事業費)	2021/02/26	1,270,500	ļ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/03/30	1,270,500	1		
		アドパイザリー業務(事業費)	2021/4/28	1,270,500	Ţ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/5/28	1,270,500	ļ		
		アト・パイザリー業務(事業費)	2021/6/29	1,270,500	Ţ		
		アドパイザリー業務(事業費)	2021/7/29	1,270,500			
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/8/30	1,270,500	1		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/9/29	1,270,500	1		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/10/28	1,270,500			
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/11/29	1,270,500	1		
		アドバイザリー業務(事業費)	2021/12/27	1,270,500	Ţ		
		7ドパイザリー業務(事業費)	2022/01/28	1,210,000	Ţ		
		アドバイザリー業務(事業費)	2022/01/28	-544,500			
		アドバイザリー業務(事業費)	2022/02/25	1,210,000	ı		
		アドバイザリー業務(事業費)	2022/03/30	1,210,000	1		
		アドパイザリー業務(事業費)	2022/03/31	9,754,800	Ţ		
		アドパイザリー業務(事業費)	2022/4~2023/3	35,625,933	<b>1</b>		
		7ドバイザリー業務(事業費)	2023/4~2024/3	34,680,980	1		
			合計	123,460,393			

アドバイザリー業務(販管費)	2019/4/25	1,346,760	業務委託 契約書による
アドバイザリー業務(販管費)	2019/5/31	1,346,760	Ţ
アドパイザリー業務(販管費)	2019/6/28	1,346,760	Ţ
アドパイザリー業務(販管費)	2019/7/30	1,346,760	Ţ
アドパイザリー業務(販管費)	2019/8/29	1,346,760	Ţ
アドパイザリー業務(販管費)	2019/9/30	1,346,760	Ţ
アドパイザリー業務(販管費)	2019/10/30	1,371,700	↓
アドバイザリー業務(販管費)	2019/10/31	-2,305,800	Ţ
7片 / 15 19-業務(販管費)	2019/10/31	-469,700	Ţ
アト・バーイザ リー業務(販管費)	2019/11/29	844,800	ļ

勝の提供(施設の利用等を含む。)				第4表付表2(別) 役務の提供年月日 対価の額 そ 2019/12/26 844,800 2020/01/30 844,800 2020/02/27 844,800 2020/03/30 844,800 2020/4/28 844,800 2020/5/31 448,800		
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引名 件等	
		アドバイザリー業務(販管費)	2019/12/26	844,800	1	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/01/30	844,800	Ţ	
		アドバイザリー業務(販售費)	2020/02/27	844,800	1	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/03/30	844,800	Į.	
		アドパイザリー業務(阪管費)	2020/4/28	844,800	ļ	
		アドパイザリー業務(阪管費)	2020/5/31	448,800	<b>1</b>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/6/29	448,800	1	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/7/29	448,800	Į	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/8/28	448,800	Ţ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2020/9/29	448,800	Ţ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2020/10/29	448,800	<b>1</b>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/11/27	683,100	<u> </u>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2020/12/25	683,100	1	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/01/29	1,644,500	ļ	
		アドバイザリー業務(版管費)	2021/01/29	683,100		
		アドバイザリー業務(飯管費)	2021/02/26	683,100	↓	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/03/30	683,100	ļ	
		アドハイザリー業務(販管費)	2021/4/28	683,100	ļ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/5/28	683,100	1	
		アドバイザリー業務(販電費)	2021/6/29	683,100	Ţ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/7/29	683,100	Ţ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/8/30	683,100	ļ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/9/29	683,100	<u> </u>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2021/10/28	683,100	1	
		アドパイザリー業務(販管費)	2021/11/29	683,100	ļ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2021/12/27	683,100	Ţ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2022/01/28	665,500	ļ	
		アドバイザリー業務(販管費)	2022/01/28	-158,400	1	
		アドパイザリー業務(販管費)	2022/02/25	665,500	1	
		7ドバイザリー業務(販管費)	2022/03/31	665,500	Ţ	
		アドパイザリー業務(販管費)	2022/03/30	6,362,400	<b>→</b>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2022/4~2023/3	18,368,694	<b>→</b>	
		アドパイザリー業務(販管費)	2023/4~2024/3	17,658,697	<b>+</b>	
		<b>—</b> •	合計	69,874,151		

アトハイザリ-業務 MUFG25ホ(事業費)	2020/9/30	1,780,115	業務委託 契約書による
7ド パ イザ リー業務 MUFGコラホ (事業費)	2020/10/31	1,780,115	ļ
7ド パイザリー業務 MUFGコラポ(事業費)	2020/11/30	1,780,115	1
7ト n イザ リー業務 MUFGコラホ (事業費)	2020/12/31	1,780,115	1
アドパイザリ−業務 MUFGコラポ(事業費)	2021/01/31	1,780,115	1
アドパイザリー業務 MUFGコラポ(事業費)	2021/02/28	1,780,115	1
アドパイザリ−業務 MUFGコラデ(事業費)	2021/03/31	1,780,115	1
 	合計	12,460,805	

法人会計業務	2019/4/30	21,600	記帳業務 請負契約署による	
法人会計業務	2019/5/31	21,600	1	
法人会計業務	2019/6/30	21,600	1	
法人会計業務	2019/7/31	21,600	1	

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)	)			第4表付表20	_
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条 件等
		法人会計業務	2019/8/31	21,600	
		法人会計業務	2019/9/30		Ţ
		法人会計業務	2019/10/31		
		法人会計業務	2019/11/30	22,000	ļ
		法人会計業務	2019/12/31	22,000	Ţ
		法人会計業務	2020/01/31	22,000	Ţ
		—————————————————————————————————————	2020/02/29	22,000	1
		法人会計業務	2020/03/31	22,000	<b>1</b>
		法人会計業務	2020/4/30	22,000	Ţ
		法人会計業務	2020/5/31	22,000	ļ
		法人会計業務	2020/6/30	22,000	1
			2020/7/31	22,000	1
		—————————————————————————————————————	2020/8/31	22,000	Ţ
		法人会計業務	2020/9/30		<b></b>
		法人会計業務	2020/10/31	22,000	
		法人会計業務	2020/11/30		
			2020/12/31	22,000	<del> </del>
		法人会計業務	2021/01/31	22,000	<del></del> -
		法人会計業務	2021/02/28		
		法人会計業務	2021/02/20		<u> </u>
		法人会計業務	2021/4/30		
		法人会計業務	2021/5/31	<u> </u>	
		法人会計業務	2021/6/30	<del></del>	
		法人会計業務	2021/7/31		
		法人会計業務	2021/8/31	<del></del>	
		法人会計業務	2021/9/30		
		法人会計業務	2021/10/31	<del> </del>	
		法人会計業務	2021/11/30	<del></del>	
		法人会計業務	2021/12/31	-	
		法人会計業務	2022/01/31		<del></del>
		法人会計業務	2022/02/28	-	<del> </del>
		法人会計業務	2022/03/31		+
		法人会計業務	2022/4/30		
		法人会計業務	2022/5/31	<del> </del>	<del> </del>
		法人会計業務	2022/6/30	<del></del>	
		法人会計業務	2022/7/31		·
		法人会計業務	2022/8/31	1	
		法人会計業務	2022/9/30		
		法人会計業務	2022/10/31	+	<del></del>
		法人会計業務	2022/11/30	<del>_</del>	
		法人会計業務	2022/12/31		
		法人会計業務	2023/01/31	<del></del>	<del></del>
		法人会計業務	2023/02/28		<del></del>
		法人会計業務	2023/03/31	<del>                                       </del>	<del></del>
		法人会計業務	2023/4/30	+	<del></del>
		法人会計業務	2023/5/31	<del></del>	<del></del>
		法人会計業務	2023/6/30	<del>                                       </del>	
		法人会計業務	2023/7/31	ļ	<del></del>
		法人会計業務	2023/8/31	<del></del>	+
		法人会計業務	2023/9/30	<del>                                       </del>	<del> </del>
				<b>.</b>	
		法人会計業務	2023/10/31	22,000	<b>1</b> ↓

				710 - C 171 C 1 - C 171 C 1			
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条 件等		
		法人会計業務	2023/12/31	22,000	Ţ		
		法人会計業務	2024/01/31	22,000	ļ		
		法人会計業務	2024/02/28	22,000	Ţ		
		法人会計業務	2024/03/31	22,000	1		
		法人会計業務	2024/4/30	22,000	1		
		法人会計業務	2024/5/31	22,000	1		
		法人会計業務	2024/6/30	22,000	ļ		
		法人会計業務	2024/7/31	22,000	Ţ		
		法人会計業務	2024/8/31	22,000	1		
			合計	1,427,200			

# 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所チェック欄5次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ✔をその事務所において閲覧させること✓

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に	- 掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ   同 意							
<b>いをそ</b>	この事務所において閲覧させることに同意する。 (する) しな							
※関	寛に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。							
•	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10							
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
イ	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
ㅁ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
^	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 							
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取							
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ							
	の者と特殊の関係のある者との取引							
ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該							
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその							
	附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日							
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

### 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

### 認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること
 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ③
 ⑤
 ④
 ⑤
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ①
 ②
 ①
 ②
 ①
 ②
 ①
 ②
 ①
 ②
 ②
 ①
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②
 ②

### 認定基準等チェック表 (第7表)

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			Ф			©			<b>@</b>			<b>e</b>			<b>①</b>		申	請	時
有		無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有		無	有	•	無	有	. (	(#)

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

### 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した ていること	日を含む事	業年度の	初日	において	、その設立の日場	以後1年を	- 超える期	間が経	過し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	日	設立年月日		年	月	Ħ	

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 欠格事由チェック表

	欠格事由チェック表		
法人名	特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所		チェック村
は認定 役員 イ 話 た場	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別 に対いて、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利	例認定を 活動法人	又は当該特
	定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日 ・		
しく 罰金	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年	返したこ	とにより
認定 定款 国税 定、特 に関係	り、力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 「又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 「又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 「又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を結 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 「都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と 「に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	明書「そ	<u>の4」並で</u>
イ暴	いずれかに該当する法人 力団 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	· (m)
p	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・	<b>(B)</b>
<i>/</i>	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	<b>(#)</b>
=	暴力団の構成員等の有無	有・	<b>(#)</b>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	iti (	11/2
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(	いは
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい	(VVZ)
新村書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上配4に係る所能投資署長等から交付を 「その4」並のに関係極道府景知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はいし	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人 暴力団	はい(	1112
7	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はいし	~~

# 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予 定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	寄 附 金 充 当予定額
環境保全におけ る大衆の参画基 盤構築事業	企業単位で参加できる 植林による森林再生活 動	令和 6 年 10 月	北海道雨 竜郡幌加 内町	3人	北海道雨竜郡幌 加内町内実施地 区及び周辺住民 1,241 人及び不 特定多数	405 万円 (@4,500 円 ×900 本)
		令和 6 年 10 月	北海道天 塩郡幌延 町	4人	北海道天塩郡幌 延町内実施地区 及び周辺住民 2,061 人及び不 特定多数	720 万円 (@4,500 円×1,600 本)
	個人単位で参加できる 植林による森林再生活 動	令和 6 年 10 月	北海道中 川郡中川 町	4人	北海道中川町内 実施地区及び周 辺住民 1, 294 人 及び不特定多数	720 万円 (@4,500 円 ×1,600 本)
		令和 6 年 10 月	宮城県大崎市	4人	宮城県大崎市内 実施地区及び周 辺住民 122,827 人及び不特定多 数	1,500 万円 (@5,000 円×3,000 本)
		令和 6 年 11 月	岐阜県高 山市	4人	岐阜県高山市内 実施地区及び周 辺住民82,772 人及び不特定多 数	600 万円 (@5,000 円 ×1,200 本)
	企業・個人単位で参加で きる植林による森林再 生活動	毎年春・秋期に開催予定	全国植栽地	都度決定	実施地区及び周 辺住民及び不特 定多数	都度決定 年毎に約 12,000万 円(約 25,000 本)